

富士吉田市告示第 114 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 26 日

富士吉田市長 堀内 茂

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は主たる事務所の所在地

株式会社 NTT ドコモ・フィナンシャルグループ

東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1

2 指定公金事務取扱者が扱う公金事務の歳入内容

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、
国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料
（普通徴収）、市営住宅使用料、水道料金・下水道使用料

3 指定をした日 令和 8 年 7 月 1 日

4 業務委託日 令和 8 年 7 月 1 日

5 指定の期間 令和 8 年 7 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日